

○国土交通省令第十三号

宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第一条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(第三面)		11310
受付番号	申請時の免許証番号	
項番		
30	事 務 所 の 別 1.主たる事務所 2.従たる事務所 ※事務所コード	
	事務所の名称	
◎事務所に関する事項		
31	郵便番号 所在地	
	所在地市区町村コード	
	都道府県	
	市郡区	
	区町村	
	電話番号	
	従事する者の数	
◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項		
32	登録番号 氏名	
	フリガナ	
	生年月日	
◎専任の宅地建物取引士に関する事項		
41	登録番号 氏名	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
41	登録番号 氏名	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
41	登録番号 氏名	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	

(登録の申請)

第十四条の三
「略」

2
3
4
〔略〕

5 第一項の登録申請書、第三項第二号の書面のうち法第十八条第一項の実務の経験を有する者であることを証する書面及び第三項第五号の誓約書の様式は、それぞれ別記様式第五号、別記様式第五号の二及び別記様式第六号によるものとする。

(身分証明書の様式)

第三十条 法第七十二条第四項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第二十四号によるものとする。

(第三編)															
受付番号					申請時の免許証番号										
項番															
30	事務所の別				1.主たる事務所 2.従たる事務所					*事務所コード					
	事務所の名称														
⑤事務所に関する事項															
31	郵便番号														
	所在地市区町村コード				都道府県					市郡区			区町村		
	所在地														
	電話番号														
従事する者の数															
⑥法令第2条の2で定める使用人に関する事項															
32	登録番号														
	フリガナ														
	氏名														
	生年月日				年		月		日						
⑦専任の宅地建物取引士に関する事項															
41	登録番号														
	フリガナ														
	氏名														
	生年月日				年		月		日						
41	登録番号														
	フリガナ														
	氏名														
	生年月日				年		月		日						
41	登録番号														
	フリガナ														
	氏名														
	生年月日				年		月		日						

(登録の申請)

第十四条の三
「同上」

2
3
4
〔同上〕

5 第一項の登録申請書、第三項第三号の書面のうち法第十八条第一項の実務の経験を有する者であることを証する書面及び第三項第五号の誓約書の様式は、それぞれ別記様式第五号、別記様式第五号の二及び別記様式第六号によるものとする。

(身分証明書の様式)

第三十条 法第七十二条第三項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第二十四号によるものとする。

(第二面)

11610

100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人の場合)

受付番号: 申請時の免許証番号: ()

項目 52

フリガナ									
氏名又は名称									
生 年 月 日		年		月		日			
保有株式の数 (出資金額)		株 (円)		割 合		%			
市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住所又は所在地									

確認欄 ☐

項目 52

フリガナ									
氏名又は名称									
生 年 月 日		年		月		日			
保有株式の数 (出資金額)		株 (円)		割 合		%			
市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住所又は所在地									

確認欄 ☐

項目 52

フリガナ									
氏名又は名称									
生 年 月 日		年		月		日			
保有株式の数 (出資金額)		株 (円)		割 合		%			
市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住所又は所在地									

確認欄 ☐

項目 52

フリガナ									
氏名又は名称									
生 年 月 日		年		月		日			
保有株式の数 (出資金額)		株 (円)		割 合		%			
市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住所又は所在地									

確認欄 ☐

添 付 書 類 (4)

(A4)
11510

(第一面)

相 談 役 及 び 關 関 (法 人 の 場 合)

受付番号: 申請時の免許証番号: ()

項目 51

役名コード		就任年月日		年		月		日	
フリガナ									
氏 名									
生 年 月 日		年		月		日			
住所市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住 所									

確認欄 ☐

項目 51

役名コード		就任年月日		年		月		日	
フリガナ									
氏 名									
生 年 月 日		年		月		日			
住所市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住 所									

確認欄 ☐

項目 51

役名コード		就任年月日		年		月		日	
フリガナ									
氏 名									
生 年 月 日		年		月		日			
住所市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住 所									

確認欄 ☐

項目 51

役名コード		就任年月日		年		月		日	
フリガナ									
氏 名									
生 年 月 日		年		月		日			
住所市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住 所									

確認欄 ☐

(第二面)

11610

100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人の場合)

受付番号: 申請時の免許証番号: ()

項目 52

フリガナ									
氏名又は名称									
生 年 月 日		年		月		日			
保有株式の数 (出資金額)		株 (円)		割 合		%			
市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住所又は所在地									

確認欄 ☐

項目 52

フリガナ									
氏名又は名称									
生 年 月 日		年		月		日			
保有株式の数 (出資金額)		株 (円)		割 合		%			
市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住所又は所在地									

確認欄 ☐

項目 52

フリガナ									
氏名又は名称									
生 年 月 日		年		月		日			
保有株式の数 (出資金額)		株 (円)		割 合		%			
市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住所又は所在地									

確認欄 ☐

項目 52

フリガナ									
氏名又は名称									
生 年 月 日		年		月		日			
保有株式の数 (出資金額)		株 (円)		割 合		%			
市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住所又は所在地									

確認欄 ☐

添 付 書 類 (4)

(A4)
11510

(第一面)

相 談 役 及 び 關 関 (法 人 の 場 合)

受付番号: 申請時の免許証番号: ()

項目 51

役名コード		就任年月日		年		月		日	
フリガナ									
氏 名									
生 年 月 日		年		月		日			
住所市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住 所									

確認欄 ☐

項目 51

役名コード		就任年月日		年		月		日	
フリガナ									
氏 名									
生 年 月 日		年		月		日			
住所市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住 所									

確認欄 ☐

項目 51

役名コード		就任年月日		年		月		日	
フリガナ									
氏 名									
生 年 月 日		年		月		日			
住所市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住 所									

確認欄 ☐

項目 51

役名コード		就任年月日		年		月		日	
フリガナ									
氏 名									
生 年 月 日		年		月		日			
住所市区町村コード		都道府県		市郡区		区町村			
住 所									

確認欄 ☐

別記様式第三号の九（第十三条の十七関係）

(裏面) (A4)

登録実務講習登録申請書			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	年 月 日
		※登録・更新 年 月 日	
この申請書により、宅地建物取引業法施行規則〔第13条の16第1項第1号登録 第13条の20第1項の登録の更新〕を 申請します。 年 月 日 申請者 印			
国土交通大臣 殿			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所		郵便番号 (-) 電話番号 () -	
登録実務講習事務を行う事務所		名 称	電話番号 () -
		所在地	郵便番号 (-)
フリガナ 法人である場合の代表者の氏名			
登録実務講習事務を開始しようとする年月日		年 月 日	

備考
1 ※印のある欄には、記入しないこと。
2 「新規・更新」及び〔第13条の16第1項第1号登録
第13条の20第1項の登録の更新〕については、不要のものを消すこと。

別記様式第三号の四（第五条の三関係）

(第三面) 21510

受付番号 届出時の免許証番号

項目 30 事務所の別 1. 主たる事務所 2. 従たる事務所 事務所コード

事務所の名称

31 ⑤事務所に関する事項 変更区分
☐ 1. 新設・廃止
☐ 2. 名称・所在地

変更年月日 年 月 日

事務所の別 1. 主たる事務所 2. 従たる事務所 事務所コード

事務所の名称

郵便番号

所在地市区町村コード 都道府県 市郡区 区町村

所在地

電話番号

従事する者の数

変更年月日 年 月 日

事務所の名称

所在地

32 ⑥法令第2条の2で定める使用人に関する事項 変更区分
☐ 1. 就任
☐ 2. 氏名

変更年月日 年 月 日

登録番号

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日

変更年月日 年 月 日

登録番号

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日

別記様式第三号の九（第十三条の十六関係）

(裏面) (A4)

登録実務講習登録申請書			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	年 月 日
		※登録・更新 年 月 日	
この申請書により、宅地建物取引業法施行規則〔第13条の16第1項第1号登録 第13条の20第1項の登録の更新〕を 申請します。 年 月 日 申請者 印			
国土交通大臣 殿			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所		郵便番号 (-) 電話番号 () -	
登録実務講習事務を行う事務所		名 称	電話番号 () -
		所在地	郵便番号 (-)
フリガナ 法人である場合の代表者の氏名			
登録実務講習事務を開始しようとする年月日		年 月 日	

備考
1 ※印のある欄には、記入しないこと。
2 「新規・更新」及び〔第13条の16第1項第1号登録
第13条の20第1項の登録の更新〕については、不要のものを消すこと。

別記様式第三号の四（第五条の三関係）

(第三面) 21510

受付番号 届出時の免許証番号

項目 30 事務所の別 1. 主たる事務所 2. 従たる事務所 事務所コード

事務所の名称

31 ⑤事務所に関する事項 変更区分
☐ 1. 新設・廃止
☐ 2. 名称・所在地

変更年月日 年 月 日

事務所の別 1. 主たる事務所 2. 従たる事務所 事務所コード

事務所の名称

郵便番号

所在地市区町村コード 都道府県 市郡区 区町村

所在地

電話番号

従事する者の数

変更年月日 年 月 日

事務所の名称

所在地

32 ⑥法令第2条の2で定める使用人に関する事項 変更区分
☐ 1. 就任
☐ 2. 氏名

変更年月日 年 月 日

登録番号

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日

変更年月日 年 月 日

登録番号

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日

別記様式第五号（第十四条の三関係）

別記様式第三号の十（第十三条の二十一関係）

(A5)

登録申請書
(第一面)

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

年 月 日

知事 殿 郵便番号 ()

申請者 住 所

氏 名

受付番号 受付年月日 登録番号

⑪ 申請者に関する事項

フリガナ 氏 名 生 年 月 日 性 別 1男 2女 郵便番号 住所市区町村コード 都道府県 市郡区 区町村 住 所 電 話 番 号 本籍市区町村コード 都道府県 市郡区 区町村 本 籍

⑫ 実務経験に関する事項

実務経験の免許証番号	期 間	実務経験の免許証番号	期 間	実務経験の免許証番号	期 間	合 計

⑬ 国土交通大臣の認定に関する事項

認定コード 認定年月日 年 月 日

⑭ 試験に関する事項

合格証書番号 合格年月日 年 月 日

⑮ 業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称 免許証番号 ()

登録実務講習修了証

氏名 生年月日 年 月 日

試験受験地 合格年度 年度

合格証書番号

この者は、宅地建物取引業法施行規則第13条の16第1項第1号の規定に基づく講習を修了した者であることを証します。

登録実務講習修了年月日 年 月 日

交 付 年 月 日 年 月 日

修 了 証 番 号 第 号

登録実務講習実施機関
(登録番号 第 番)

印

別記様式第五号（第十四条の三関係）

別記様式第三号の十（第十三条の二十一関係）

(A5)

登録申請書
(第一面)

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

年 月 日

知事 殿 郵便番号 ()

申請者 住 所

氏 名

受付番号 受付年月日 登録番号

⑪ 申請者に関する事項

フリガナ 氏 名 生 年 月 日 性 別 1男 2女 郵便番号 住所市区町村コード 都道府県 市郡区 区町村 住 所 電 話 番 号 本籍市区町村コード 都道府県 市郡区 区町村 本 籍

⑫ 実務経験に関する事項

実務経験の免許証番号	期 間	実務経験の免許証番号	期 間	実務経験の免許証番号	期 間	合 計

⑬ 国土交通大臣の認定に関する事項

認定コード 認定年月日 年 月 日

⑭ 試験に関する事項

合格証書番号 合格年月日 年 月 日

⑮ 業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称 免許証番号 ()

登録実務講習修了証

氏名 生年月日 年 月 日

試験受験地 合格年度 年度

合格証書番号

この者は、宅地建物取引業法施行規則第13条の16第1項第1号の規定に基づく講習を修了した者であることを証します。

登録実務講習修了年月日 年 月 日

交 付 年 月 日 年 月 日

修 了 証 番 号 第 号

登録実務講習実施機関
(登録番号 第 番)

印

別記様式第六号の二（第十四条の五関係）

(A4)
S1210

登録移転申請書

証 紙 欄
(消印してはならない)

24cm
の

真

宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。

知事 殿 郵便番号 () 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

移転前の都道府県知事 移転前の都道府県知事の受付番号 移転前の登録番号

移転後の都道府県知事 移転後の都道府県知事の受付番号 移転後の登録番号

項番 ⑤申請書に関する事項

11 フ リ ガ ナ

氏 名	
生 年 月 日	性 別
郵便 番 号	
住所市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
住 所	
電 話 番 号	
本籍市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
本 籍	押印欄

⑤移転に関する事項

12 移転前の都道府県知事 移転の理由

⑤移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称	押印欄
免許証番号	()

備 考

① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。

② 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字空けて左詰めで記入すること。

③ 「生年月日」、「認定年月日」及び「合格年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例) 西-01年08月23日
[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

④ 「性別」の欄は、該当する番号を記入すること。

⑤ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

⑥ 「住所」の欄は、⑤により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号、住所番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 西が関2-1-1-3

⑦ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例) 03-5253-8111

⑧ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、990000と記入すること。

⑨ 「本籍」の欄は、⑧により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号、住所番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例) 西が関2丁目老番1号

⑩ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例) ⑪に従うこと。

(記入例) ② 00 (5) 1100 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

② 99 () 50 [国土交通大臣届出第50号の場合]

別記様式第六号の二（第十四条の五関係）

(A4)
S1210

登録移転申請書

証 紙 欄
(消印してはならない)

24cm
の

真

宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。

知事 殿 郵便番号 () 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

移転前の都道府県知事 移転前の都道府県知事の受付番号 移転前の登録番号

移転後の都道府県知事 移転後の都道府県知事の受付番号 移転後の登録番号

項番 ⑤申請書に関する事項

11 フ リ ガ ナ

氏 名	
生 年 月 日	性 別
郵便 番 号	
住所市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
住 所	
電 話 番 号	
本籍市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
本 籍	押印欄

⑤移転に関する事項

12 移転前の都道府県知事 移転の理由

⑤移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称	押印欄
免許証番号	()

備 考

① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。

② 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字空けて左詰めで記入すること。

③ 「生年月日」、「認定年月日」及び「合格年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例) 西-01年08月23日
[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

④ 「性別」の欄は、該当する番号を記入すること。

⑤ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

⑥ 「住所」の欄は、⑤により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号、住所番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 西が関2-1-1-3

⑦ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例) 03-5253-8111

⑧ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、990000と記入すること。

⑨ 「本籍」の欄は、⑧により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号、住所番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例) 西が関2丁目老番1号

⑩ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例) ⑪に従うこと。

(記入例) ② 00 (5) 1100 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

② 99 () 50 [国土交通大臣届出第50号の場合]

別記様式第七号（第十四条の七関係）

(A4) 31310	
宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書	
宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。	
年 月 日	
知事殿	申請者氏名
	生年月日
受付番号	申請時の登録番号
⑤申請書に関する事項	
11 変更年月日	年 月 日
変更後	フリガナ
	氏 名
変更前	フリガナ
	氏 名
12 変更年月日	年 月 日
変更後	郵便番号
	住所市区町村コード
	都道府県
	市市区町村
変更前	住所
	電話番号
13 変更年月日	年 月 日
変更後	本籍市区町村コード
	都道府県
	市市区町村
変更前	本籍
	電話番号
⑥業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項	
14 変更年月日	年 月 日
変更後	商号又は名称
	免許証番号
変更前	商号又は名称
	免許証番号
	国土交通大臣()第 号
	知事()

③ 「住所」の欄は、②により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号、住所番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めして記入すること。

(記入例) 東京都目黒区目黒1-1-1

④ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、左詰めして記入すること。

(記入例) 03-5525-8111

⑤ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には「990000」と記入すること。

⑥ 「本籍」の欄は、②により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号、住所番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めして記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例) 東京都目黒区目黒1-1-1

⑦ 「移動前の都道府県知事」の欄は、上記②の表より該当する都道府県知事のコードを記入すること。ただし、移動前の登録を受けている都道府県知事が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

⑧ 「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めして記載すること。

⑨ 「免許証番号」の欄は、免許業者については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、免許業者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を営む銀行については、(記入例)に従うこと。また、移動後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

(記入例) ⑦ 010 (5) 11100 [国土交通大臣(第100号の場合)]

⑧ 99 () 510 [国土交通大臣届出第50号の場合]

別記様式第七号（第十四条の七関係）

(A4) 31310	
宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書	
宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。	
年 月 日	
知事殿	申請者氏名
	生年月日
受付番号	申請時の登録番号
⑤申請書に関する事項	
11 変更年月日	年 月 日
変更後	フリガナ
	氏 名
変更前	フリガナ
	氏 名
12 変更年月日	年 月 日
変更後	郵便番号
	住所市区町村コード
	都道府県
	市市区町村
変更前	住所
	電話番号
13 変更年月日	年 月 日
変更後	本籍市区町村コード
	都道府県
	市市区町村
変更前	本籍
	電話番号
⑥業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項	
14 変更年月日	年 月 日
変更後	商号又は名称
	免許証番号
変更前	商号又は名称
	免許証番号
	国土交通大臣()第 号
	知事()

③ 「住所」の欄は、②により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号、住所番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めして記入すること。

(記入例) 東京都目黒区目黒1-1-1

④ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、左詰めして記入すること。

(記入例) 03-5525-8111

⑤ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には「990000」と記入すること。

⑥ 「本籍」の欄は、②により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号、住所番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めして記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例) 東京都目黒区目黒1-1-1

⑦ 「移動前の都道府県知事」の欄は、上記②の表より該当する都道府県知事のコードを記入すること。ただし、移動前の登録を受けている都道府県知事が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

⑧ 「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めして記載すること。

⑨ 「免許証番号」の欄は、免許業者については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、免許業者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を営む銀行については、(記入例)に従うこと。また、移動後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

(記入例) ⑦ 010 (5) 11100 [国土交通大臣(第100号の場合)]

⑧ 99 () 510 [国土交通大臣届出第50号の場合]

別記様式第七号の二（第十四条の七の二関係）

(A4)
31410

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第 21 条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

知事 殿

届出者 住 所

氏 名

受付番号

受付年月日

届出時の登録番号

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係	1.相続人 2.本人 3.後見人 4.保佐人
届 出 の 理 由	1.死亡 2.法第18条第1項第1号 3.法第18条第1項第2号 4.法第18条第1項第3号 5.法第18条第1項第4号 6.法第18条第1項第4号の2 7.法第18条第1項第4号の3 8.法第18条第1項第5号 9.法第18条第1項第5号の2 10.法第18条第1項第5号の3
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名	性 別 1.男 2.女
生 年 月 日	年 月 日
登 録 年 月 日	年 月 日
本 籍	
住 所	
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称 免許証番号 国土交通大臣 知事 () 第 号
届 出 事 由 の 生 じ た 日	年 月 日

確認欄

⑦ 「住所」の欄は、②により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 東京都 2-1-3

⑧ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例) 03-5253-8111

⑨ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、990000と記入すること。

⑩ 「本籍」の欄は、②により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例) 東京都 市 丁目 番 号

⑪ 「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記載すること。

⑫ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記⑨の表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)に従うこと。また、変更後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

(記入例) ① 00 (5) 1100 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

② 99 () 50 [国土交通大臣届出第50号の場合]

別記様式第七号の二（第十四条の七の二関係）

(A4)
31410

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第 21 条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

知事 殿

届出者 住 所

氏 名

受付番号

受付年月日

届出時の登録番号

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係	1.相続人 2.本人 3.後見人 4.保佐人
届 出 の 理 由	1.死亡 2.法第18条第1項第1号 3.法第18条第1項第2号 4.法第18条第1項第3号 5.法第18条第1項第4号 6.法第18条第1項第4号の2 7.法第18条第1項第4号の3 8.法第18条第1項第5号 9.法第18条第1項第5号の2 (新設)
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名	性 別 1.男 2.女
生 年 月 日	年 月 日
登 録 年 月 日	年 月 日
本 籍	
住 所	
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称 免許証番号 国土交通大臣 知事 () 第 号
届 出 事 由 の 生 じ た 日	年 月 日

確認欄

⑦ 「住所」の欄は、②により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 東京都 2-1-3

⑧ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例) 03-5253-8111

⑨ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、990000と記入すること。

⑩ 「本籍」の欄は、②により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例) 東京都 市 丁目 番 号

⑪ 「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記載すること。

⑫ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記⑨の表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)に従うこと。また、変更後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

(記入例) ① 00 (5) 1100 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

② 99 () 50 [国土交通大臣届出第50号の場合]

別記様式第八号の二（第十七条の二関係）

從業者名簿

[illegible]

- 1 「役員兼任者職務奉行」の欄には、役員が8条第4項の任命書の添付を記入すること。
- 2 「定款の提出引当」である50万円の引当の欄には、定款提出引当士である者には印面をつけること。
- 3 「同一」の場合に該当する者については記載すること。
- 4 記載する事由が発生した場合には、その欄に記入すること。なお、記載事項について疑問、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字部分には、なごり書きすることであるようにしてのこと。

別記様式第八号の二（第十七条の二関係）

從業者名簿

[illegible]

- 1 「漢書の証書書影」の欄には、足利8本巻10項の書影の番号を入すること。
- 2 「足利8本巻影写」であるか否かの別、の欄には、宅田徳助影写であるか否かの別をつけること。
- 3 一般的に書影に該当する書について注記すること。
- 4 証写する事由が発生した場合には、書影以外に証写すること。なお、証書事項について複製、証写等をするときは複製、証写等をする旨の文字等は、必要視むところであるようにしておくこと。

別記様式第十二号の二（第十九条の二関係）

(第五面)		(第三面)	
100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者		受付番号 申請時の免許証番号 	
事 務 所 の 別 1.主たる事務所 2.従たる事務所 		事務所コード 事務所の名 称 	
フ リ ガ ナ 氏 名 又 は 名 称 		◎取引一任代理等に係る業務を行う事務所に関する事項 郵便 番 号 	
生 年 月 日 		所在地市区町村コード 	
保有株式の数 (出資金額) 株 (円) 割合 % 		所 在 地 	
市区町村コード 		電 話 番 号 	
住所又は所在地 		従事する者の数 	
フ リ ガ ナ 氏 名 又 は 名 称 		◎重要な使用人に関する事項 使用人の種類コード 	
生 年 月 日 		職 名 	
保有株式の数 (出資金額) 株 (円) 割合 % 		フ リ ガ ナ 氏 名 	
市区町村コード 		生 年 月 日 	
住所又は所在地 		登録番号 	
フ リ ガ ナ 氏 名 又 は 名 称 		使用人の種類コード 	
生 年 月 日 		職 名 	
保有株式の数 (出資金額) 株 (円) 割合 % 		フ リ ガ ナ 氏 名 	
市区町村コード 		生 年 月 日 	
住所又は所在地 		登録番号 	
フ リ ガ ナ 氏 名 又 は 名 称 		使用人の種類コード 	
生 年 月 日 		職 名 	
保有株式の数 (出資金額) 株 (円) 割合 % 		フ リ ガ ナ 氏 名 	
市区町村コード 		生 年 月 日 	
住所又は所在地 		登録番号 	

別記様式第十二号の二（第十九条の二関係）

(第五面)		(第三面)	
100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者		受付番号 申請時の免許証番号 	
事 務 所 の 別 1.主たる事務所 2.従たる事務所 		事務所コード 事務所の名 称 	
フ リ ガ ナ 氏 名 又 は 名 称 		◎取引一任代理等に係る業務を行う事務所に関する事項 郵便 番 号 	
生 年 月 日 		所在地市区町村コード 	
保有株式の数 (出資金額) 株 (円) 割合 % 		所 在 地 	
市区町村コード 		電 話 番 号 	
住所又は所在地 		従事する者の数 	
フ リ ガ ナ 氏 名 又 は 名 称 		◎重要な使用人に関する事項 使用人の種類コード 	
生 年 月 日 		職 名 	
保有株式の数 (出資金額) 株 (円) 割合 % 		フ リ ガ ナ 氏 名 	
市区町村コード 		生 年 月 日 	
住所又は所在地 		登録番号 	
フ リ ガ ナ 氏 名 又 は 名 称 		使用人の種類コード 	
生 年 月 日 		職 名 	
保有株式の数 (出資金額) 株 (円) 割合 % 		フ リ ガ ナ 氏 名 	
市区町村コード 		生 年 月 日 	
住所又は所在地 		登録番号 	

備考
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第二十四号（第三十条関係）

裏

宅地建物取引業法抜すい

第 72 条 国土交通大臣は、宅地建物取引業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2・3 (略)

4. 第 1 項及び第 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5. 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6. (略)

別記様式第二十二号（第二十六条の十関係）

(A4)

年 月 日

国土交通大臣 殿

宅地建物取引業保証協会

代表者氏名 印

年度事業報告書

標記の事業年度が終了したので、宅地建物取引業法第64条の16第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 事業の概要
- 2 弁済業務保証金分担金に関する事項
- 3 還付充当金に関する事項
- 4 特別弁済業務保証金分担金に関する事項
- 5 弁済業務保証金の還付に関する事項
- 6 弁済業務保証金の取戻し等に関する事項
- 7 弁済業務保証金準備金に関する事項
- 8 一般保証業務に関する事項
- 9 手付金等保管事業に関する事項
- 10 経緯の把握に要する費用の助成に関する事項
- 11 社員総会に関する事項
(社員総会招集の年月日、通知した事項及び決議した概要等について記載すること。)
- 12 理事会に関する事項
(理事会招集の年月日、決議した事項の概要等について記載すること。)
- 13 社員に関する事項
- 14 経理の状況
(1) 財産目録
(2) 貸借対照表
(3) 収支計算書
(4) 附属明細書

別記様式第二十四号（第三十条関係）

裏

宅地建物取引業法抜すい

第 72 条 国土交通大臣は、宅地建物取引業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2 (略)

3. 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4. 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記様式第二十二号（第二十六条の十関係）

(A4)

年 月 日

国土交通大臣 殿

宅地建物取引業保証協会

代表者氏名 印

年度事業報告書

標記の事業年度が終了したので、宅地建物取引業法第64条の16第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 事業の概要
- 2 弁済業務保証金分担金に関する事項
- 3 還付充当金に関する事項
- 4 特別弁済業務保証金分担金に関する事項
- 5 弁済業務保証金の還付に関する事項
- 6 弁済業務保証金の取戻し等に関する事項
- 7 弁済業務保証金準備金に関する事項
- 8 一般保証業務に関する事項
- 9 手付金等保管事業に関する事項
(新設)
- 10 社員総会に関する事項
(社員総会招集の年月日、通知した事項及び決議した概要等について記載すること。)
- 11 理事会に関する事項
(理事会招集の年月日、決議した事項の概要等について記載すること。)
- 12 社員に関する事項
- 13 経理の状況
(1) 財産目録
(2) 貸借対照表
(3) 収支計算書
(4) 附属明細書

第二条 宅地建物取引業法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(建物の構造耐力上主要な部分等) 第十五条の七 法第三十四条の二第一項第四号の建物の構造耐力上主要な部分として国土交通省令で定めるものは、住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)、で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。 2 法第三十四条の二第一項第四号の建物の雨水の浸入を防止する部分として国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具 二 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分 (法第三十四条の二第一項第四号の国土交通省令で定める者等) 第十五条の八 法第三十四条の二第一項第四号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士(以下「建築士」という。) 二 国土交通大臣が定める講習を修了した者 2 前項に規定する者は、建物状況調査を実施するときは、国土交通大臣が定める基準に従って行うものとする。 (媒介契約の書面の記載事項) 第十五条の九 法第三十四条の二第一項第八号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 「略」 二 依頼者が売買又は交換の媒介を依頼した宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約(次条及び第十五条の十一において「専属専任媒介契約」という。))にあつては、依頼者が当該相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結したときの措置 〔三・四 略〕	〔条を加える〕 (媒介契約の書面の記載事項) 第十五条の七 法第三十四条の二第一項第七号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 「同上」 二 依頼者が売買又は交換の媒介を依頼した宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約(次条及び第十五条の九において「専属専任媒介契約」という。))にあつては、依頼者が当該相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結したときの措置 〔三・四 同上〕

(指定流通機構への登録期間) 第十五条の十 〔略〕	(指定流通機構への登録期間) 第十五条の八 〔同上〕
(指定流通機構への登録事項) 第十五条の十一 〔略〕	(指定流通機構への登録事項) 第十五条の九 〔同上〕
(指定流通機構への登録方法) 第十五条の十二 〔略〕	(指定流通機構への登録方法) 第十五条の十 〔同上〕
(指定流通機構への通知) 第十五条の十三 〔略〕	(指定流通機構への通知) 第十五条の十一 〔同上〕
(法第三十五条第一項第六号の二の国土交通省令で定める期間) 第十六条の二の二 法第三十五条第一項第六号の二の国土交通省令で定める期間は、一年とする。	〔条を加える〕
(法第三十五条第一項第六号の二の国土交通省令で定める書類) 第十六条の二の三 法第三十五条第一項第六号の二の国土交通省令で定める書類は、売買又は交換の契約に係る住宅に関する書類で次の各号に掲げるものとする。	〔条を加える〕
一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項（同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書及び同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による計画通知書並びに同法第六条第一項及び同法第十八条第三項（これらの規定を同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の確認済証	
二 建築基準法第七条第五項及び同法第十八条第十八項（これらの規定を同法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の検査済証	
三 法第三十四条の二第二項第四号に規定する建物状況調査の結果についての報告書	
四 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書	
五 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第三項及び同規則第六条第三項に規定する書類	
六 当該住宅が昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの	
イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定す	

る基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書

ロ 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項の建設住宅性能評価書

ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の保険契約が締結されていることを証する書類

ニ イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類

（瑕疵担保責任の履行に関する措置）

第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十三号の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

〔一〕三 略〕

四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十一条第一項に規定する住宅販売瑕疵担保保証金の供託

（法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項）

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号から第三号まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

〔一〕四 略〕

五 当該建物（昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。）が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容

イ 建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

ロ 建築士

ハ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

ニ 〔略〕

〔六〕十三 略〕

（瑕疵担保責任の履行に関する措置）

第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十三号の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

〔一〕三 同上〕

四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十一条第一項に規定する住宅販売瑕疵担保保証金の供託

（法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項）

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号から第三号まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

〔一〕四 同上〕

五 当該建物（昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。）が建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百十三号）第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

ロ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士

ハ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

ニ 〔同上〕

〔六〕十三 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	(法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項) 第十六条の四の七 法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては第一号から第三号まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物の場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。 一 四 (略) 五 当該信託財産である建物(昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。) が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容 イ (略) ロ 建築士 ハ・ニ (略) 六・七 (略) (法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項) 第十九条の二の六 法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地である場合にあつては第一号から第三号まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物である場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。 一 四 (略) 五 当該信託財産である建物(昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。) が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容 イ (略) ロ 建築士 ハ・ニ (略) 六・七 (略)
	(法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項) 第十六条の四の七 法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては第一号から第三号まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物の場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。 一 四 同上 五 当該信託財産である建物(昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。) が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容 イ 同上 ロ 建築士法第二条第一項に規定する建築士 ハ・ニ 同上 六・七 同上 (法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項) 第十九条の二の六 法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地である場合にあつては第一号から第三号まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物である場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。 一 四 同上 五 当該信託財産である建物(昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。) が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容 イ 同上 ロ 建築士法第二条第一項に規定する建築士 ハ・ニ 同上 六・七 同上

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則別記様式第二十二号は、平成二十九年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。